



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 地方税法の一部が改正され、都道府県等に対する寄附金であって、総務大臣が定める基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対する寄附金が、特例控除対象寄附金となることに伴い、条例の規定を整理することとした。（第23条の2関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第23条の2関係）
- 3 この条例は、平成31年6月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第29号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「同条第2項」を「同条第11項」に改め、同条第2項第1号中「特定非営利活動法人」を「特定非営利活動」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、同項中「を支出し、当該特例控除対象寄附金」とあるのは、「又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金」とする。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--